

船橋市交流保育実施要領

1. 目的

船橋市内の療育施設に在籍する発達に遅れや偏りのある子（内部疾患児も含む）（以下「発達支援児」という）と保育園児が地域の中で育ち合うことを目的とし、公立保育園において定期的な交流保育を行っていく。

2. 対象児

この要領の対象となる者は、市内に居住する発達支援児とし、原則として3歳児以上とする。

3. 実施場所

船橋市の公立保育園で行う。

4. 交流保育手続き等

（1）交流保育の申請・承認

①療育施設は、交流保育を希望する発達支援児（以下、「交流希望者」といい、手続きにおいて当該発達支援児の保護者を含む。）ごとに、交流保育の目的を明確にする。

②利用保育園については、療育施設長が保育園の園長と調整する。

③交流保育希望者は、在籍している療育施設に「船橋市交流保育申込書」を提出する。

④療育施設に提出された「船橋市保育園交流保育申込書」は療育施設所管課で取りまとめ、療育施設所管課長から公立保育園所管課長へ交流保育を依頼する。

⑤公立保育園所管課は交流保育の実施を承認し、療育支援施設を通じて、交流保育希望者に「船橋市交流保育承認書」を交付する。

（2）交流保育の内容の協議

①交流保育希望者は交流保育を実施する保育園でオリエンテーションを受ける。

②交流保育の内容・回数については、交流保育希望者、療育施設職員及び交流保育を実施する保育園職員の三者で協議して決める。

5. その他

（1）交流保育は、保育所入所の前提としない。

（2）実施にあたっては、発達支援児に保護者が付き添い、保護者責任のもとで交流保育に参加する。

（3）受け入れ園の職員体制や在園児の状況を踏まえて、交流保育の受入が可能であるかどうかを園長が判断する。

（4）交流保育の最終回には交流保育希望者、療育施設職員及び交流保育を実施する保育園職員の三者で当該年度に実施した交流保育の振り返りを行う。

（5）療育施設職員は振り返りの内容を文書化し、療育施設所管課長及び公立保育園所管課長に報告する。

公立保育園所管課・療育施設所管課確認事項

<交流保育実施要領の具体的内容>

1. 回数・時間
月1、2回 AM9:30～11:30（食事前まで）
2. 保育内容
園のカリキュラムに合わせる
3. 保険について
保険適用

<交流保育事務処理の流れ>

別紙「交流保育事務処理の流れ」のとおり。

申込みは年度当初に限定せず、年度途中の申込みも受けることとする。

ただし、事務処理の流れはどの時期の申込みの場合においても同じとする。

振り返りは、原則として交流保育を実施する年度内に実施することとし、具体的な日程は、オリエンテーションのときに調整して決めることとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。